

格差社会とルター

菱刈 晃夫

はじめに

ウィルキンソンは、『格差社会の衝撃—不健康な格差社会を健康にする法—』の日本語版への序文で、こう述べている。

〔1993年当時〕日本は先進国の中で最も平等であっただけでなく、その他のほとんどの指標でも最も良いか、あるいはそれに次ぐ成果を上げていた（例えば、健康状態が良く、ほとんどの社会問題は深刻ではなかった）。しかし、その後、日本の所得格差は他の国々よりも急速に拡大し、日本はもはやOECD諸国の中で平等な国とは言えなくなったようである。（中略）特に関心を引くのは、相対的貧困の中で暮らす子供たちの数が増え続けている兆候である。最も問題なのは、親が（例えば、低い地位や相対的貧困の中で生きることから）ストレスや困難を感じることで、家族関係にも影響を与えるということである。家族関係の質は、子供の感情的・認知的発達に影響を与え、大きくなってからは社会的行動や健康に長期的な影響を与える⁽¹⁾。

イギリスでのサッチャーやメイジャーの政府（1979-97）、アメリカでのレーガンやブッシュ・シニア（1980-92）、そしてブッシュ・ジュニア（2000-08）の政府は、個人と法人の税率を削減すれば高水準の経済成長を引き起こし、その成果が貧しい人々にも「浸透していく」とした政策をとり続けてきた。日本もまた、とくに小泉政権ではこうした新自由主義の流れに従ってきた。が、この「浸透効果」理論を裏づける証拠は見出されることはなかった。

しかし、結果は、貧しい人たちと裕福な人たちの格差を拡大し、貧困生活を送る人たちの数を増大させる傾向にあった。所得にもとづいて測定される貧困状態も、生活必需品の剥奪状態で測定される貧困状態も、1970年末から著しく増加していった⁽²⁾。

ギデンズは、以上のように指摘している。

日本もまた、例外ではない。不平等度の高い国へ仲間入りした日本について、橋木が『格差社会—何が問題なのか—』のなかで指摘している。ここでは、先進国の所得分配の現状が3つのグループに分類されている⁽³⁾。

- ①平等性の高い国……デンマーク、スウェーデン、オランダ、オーストリア、フィンランド、ノルウェーなど、北欧諸国。
- ②中程度の国……フランスやドイツなどヨーロッパの大国。
- ③不平等性の高い国……ポルトガル、イタリア、アメリカ、ニュージーランド、イギリス、そして日本。

③の国に注目すると、ポルトガルやイタリアは南ヨーロッパという、ヨーロッパのなかでは、いわば後進国ないしは中進国に位置づけられる。そして、イギリスやアメリカは、これまでも常に不平等度の高いグループに位置してきた。これらの国は、新自由主義思想を基本とし、市場原理主義に基づいて競争を促進する経済体制をとり、「自己責任」が貫かれている。日本もまた、こうした新自由主義への信奉を強める傾向がある、と橋木は指摘する⁽⁴⁾。

ところで、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を想起するまでもなく、不平等性の高い、こうしたイギリスやアメリカは、もともとカルヴィニズムを中心とした禁欲的プロテスタンティズム—ピューリタニズム—という、世俗内的禁欲の宗教的基盤の上に成り立っている⁽⁵⁾。比するに、①の平等性の高い国に注目すると、ルター派が主流である。中間のフランスやドイツ、ポルトガルやイタリアに至っては、カトリシズムも有力である⁽⁶⁾。

キリスト教の宗派の違いによって、なぜこのような結果が見出されるのであろうか。とりわけ、平等性の高い福祉国家といわれる国においては、なぜルター派がメインなのであろうか⁽⁷⁾。格差社会と宗教的基盤とのあいだには、何らかの関連性があるのだろうか。

小論では、この関連性を究明する前段階として、宗教改革者・ルターが⁽⁸⁾、貧困や社会福祉の問題とどう取り組んだのか、ルター神学の特質と関連させつつ、その一端

を明らかにしてみたい。

1 節 神の「容器」と「道具」

まずは、ルター神学の特徴を浮き彫りにする準備として、ヴェーバーのいうところに再び耳を傾けてみよう。

世俗の職業生活にこのような道徳的性格をあたえたことが宗教改革の、したがってとくにルターの業績のうちで、後代への影響がもっとも大きかったものの一つだということは、実際疑問の余地がなく、もはや常識だと言ってよい⁽⁹⁾。

職業もしくは天職 (Beruf) という概念の確立とその歴史的意義をルターに見出したヴェーバーは、修道院を否定したルターが世俗内の義務としての職業の遂行こそが神に喜ばれる唯一の道であることを以後ますます強調するに至った、と述べている。これ〔職業の遂行〕のみが神の意志であり、許される限りの世俗的職業は、すべて神の前では全く等しい価値をもつ⁽¹⁰⁾。

ところが、ルターの場合は、結局「宗教的原理と職業労働との結合を根本的に新しい、あるいはなんらかの原理的な基礎の上にうちたてるにはいたらなかった」⁽¹¹⁾。ルターが現世の紛争に巻き込まれることがより激しくなるにつれて、彼は「ますます、各人の具体的な職業は神の導きによって与えられたものであり、この具体的な地位を充たせというのが神の特別な命令だ、と考えるようになってきた」⁽¹²⁾。つまり、「**「聖慮」**》Schickung《という伝統主義的な色彩がより濃厚になった、とヴェーバーは指摘する。さらに、摂理の信仰も度を増し、神への無条件的服従と所与の環境への無条件的適応とが同一視されるようになる、と⁽¹³⁾。比するに、「キリスト者の救いをその職業労働と日常生活のなかで確証するというカルヴィニズムの中心思想は、ルターの場合るか背景に退いている」⁽¹⁴⁾。

カトリシズムはいうまでもなく、ルター派が最終的には伝統主義を脱しきれなかったのに対して、カルヴィニズムは宗教生活と現世的行為の関係を全く異なるものにした、というのがヴェーバー説である。世俗内の生活を甘受すべき摂理としてではなく、各人に与えられた使命 (Aufgabe) として受け止め、このなかに各自が救いの確証を見出し、そして世界をよりよいものに変革していこうとする積極的態度。ここにルタ

一派とカルヴィニズムの大きな違いがあるという。たとえば、ミルトンの『失樂園』には、人間が樂園から出て行くことでかえって大きな幸福にあずかる可能性が歌われている。これこそ「ピューリタニズムの神曲」である。

ところで、当時のキリスト者にとって「救いの確信」は大問題であった。その際、これを獲得するに当たって、自分を神の力の「容器」(Gefäß)と感じるか、あるいは「道具」(Werkzeug)と感じるかによって、当人の生活態度に大きな違いが生じる、とヴェーバーはいう。前者の場合、人は神秘的な感情の培養へと傾き、後者の場合、禁欲的な行為へと傾く。ルターは前者の類型に属し、カルヴァンは後者の類型に属する。よって、カルヴィニズムにおいて救いの確かさは、具体的な行為や働きによって確証されなければならない。信仰はカルヴァンにおいて「有効な信仰」(fides efficax)でなければならない。善行は救いをうるための手段としてはどこまでも無力ではあるが、選びを見分ける「印」としては必要不可欠である。この印は、救いについての不安を取り除くための技術的手段ではあるが、しかし、やがて善行に励む人々、すなわち「神は自ら助ける者を助けるということの意味する」ようになっていく。

つまり、往々言われるように、カルヴァン派の信徒は自分で自分の救いを—正確には救いの確信を、と言わねばなるまい—「造り出す」のであり、しかも、それはカトリックのように個々の功績を徐々に積みあげることによってではありえず、どんな時にも選ばれているか、捨てられているか、という二者択一のまゝに立つ組織的な自己審査によって造り出すのだ⁽¹⁵⁾。

要するに、カルヴィニズムにおいて、神は自ら助ける者を助ける。逆に、こうした自助努力を怠る者には救いの確信はえられるはずもなく、むしろ神の「道具」としての努力を怠るという点で選びの印すらも消え、見捨てられた者へと転落していく。が、これは当然の成り行きであり、自己責任と見なされる。ここからの格差は必然である。比するに、ルターの場合には、自分を神の「容器」と感じる受動性のほうが主であるため、カルヴィニズムのごとき行為へ向けた積極性や、その印から測られる厳しい自己責任への要請は、成立しにくい。ゆえに、ここではスタティックな消極性が目立つものの、逆に幸いにも、すべての結果を自己責任に帰せられた末の格差もまた、減少するのではなかろうか。

2 節 貧困とルター神学

中世ヨーロッパに目を向けると、貧困、あるいは乞食は一般的であった⁽¹⁶⁾。ル・ゴフによれば⁽¹⁷⁾、むしろ乞食（托鉢）は数が多いほど、物乞いへの軽蔑が和らぎ、それどころか乞食だったかもしれないイエスのイメージは、中世にあっては非常に存在感のあるものであった。さらに13世紀になってドミニコ会とフランシスコ会が都市に出現したとき、人々はこれらを「托鉢修道会」と名づけたが、その名はたいてい称賛として受け取られていた。ベネディクトゥスの『戒律』にも、「修道院を訪ねてくる来客はすべて、キリストとして迎え入れなければなりません」⁽¹⁸⁾とあり、12世紀のシトー会士フライジングのオットーは、『年代記』のなかでこう記した。

門の傍らに敬神の念の篤い敬虔な修道士がいつも座っており、やって来る客、巡礼者、貧者は誰でもキリストご自身を迎えるように親切に迎え入れ、まず足を洗ってやり……それから共に礼拝室に向かい、その後で客房へと案内した⁽¹⁹⁾。

祈る人・戦う人・働く人に3分された中世ヨーロッパにおいて、修道院は貧者救済や社会福祉の重要な機関であり、とりわけ貧者を救済する点に、キリストの後継者としての修道士の姿が表現された⁽²⁰⁾。

さらに、『マタイによる福音書』19章23-24節にもあるように、金持ちが天の国に入るのには難しい、金持ちが神の国に入るよりもらくだが針の穴を通るほうがまだ易しい、という教えからも、今度は富める者も、自らの救いのために貧民救済に取り組んだ。そこで慈善行為（charity）の第一の目的とは、施しを受ける者たちの苦境を軽減することではなく、救いと永遠の命に与るために、神の前で自らの功績を積むことにあった。リンドバークによると⁽²¹⁾、神の仲介者としての古来からの貧者の伝統は、貧者を善行の対象とする神学によって補強され、彼らは救いのための手段とされたのである。宗教改革前夜には、こうした「功績による敬虔」（piety of achievement）は、礼拝と福祉のすべての側面にまで浸み渡っていたという。

ところが、15世紀までには、もはや貧困は神学上の徳でも、金持ちが救われるための善行の機会でもなくなり、貨幣経済の進展とともに、大きな社会問題となりつつあった。日雇労働で、しかもいわゆる一文無しの人々の数は急上昇するとともに、彼ら

は利益経済を拡張するための安価な労働力として位置づけられるようになった⁽²²⁾。

そこに現われたのが、宗教改革者・ルターである。彼は、こうした中世的な礼拝と福祉の在り方を、根底から一新した。貧者になることにおいても、慈善を施すことにおいても、そこに救いのための価値は一切ない。ルター神学の要ともいえる義認論は、貧困への中世的アプローチを骨抜きにした。リンドバークは、こう指摘する。

というのも、救いは神による自由な贈り物であり、貧困も慈善行為も救いのための印を失うからだ。貧困の脱霊化（de-spiritualization）は、立ち向かうべき個人的かつ社会的悪として、貧困を認識させることになった。恩恵のみによる義認は、貧困理解のパラダイムシフトの原因となった。貧困は、もはやキリスト者にとって称賛されるべき地位ではなく、むしろ立ち向かうべき社会的病理となったのである。貧者は、もはや功績を積むための慈善行為の対象ではなくなり、義と公平を通じて救助されるべき隣人となる。義と隣人への愛の題目の下で、ルターとその同僚たちは、当局と手を結んで国による福祉政策の確立へと動いたのである⁽²³⁾。

ルターの主張と、その制度化の具体例を次に見てみよう。

3 節 社会福祉の具体化に向けて

1517年、いわゆる『95箇条のテーゼ』の冒頭、ルターはこう宣言した。

1. 私たちの主であり師であるイエス・キリストが、「悔改めなさい……」〔マタイ4章17節〕と言われたとき、彼は信じる者の全生涯が悔い改めであることをお望みになったのである⁽²⁴⁾。

司祭によってゆるしの秘跡や悔い改めのステップや条件が事細かに定められていた当時のカトリック教会の中心を、この言葉は直撃した。死と神の裁きを前にした不安は、（教会によって制度化された）善行—貧民救済や慈善行為もそのひとつ—や贖宥によって償われるとされていたが、これ以降、そうした安心はえられなくなる。ルターの義認論からすれば、あくまでも救いの約束と引き換えの善行や贖宥が、救いのための手段には決してなりえない。が、ルターは貧しい人々を助けることを無価値としたの

ではなく、これに新しい基礎づけを施した。

43. 貧しい者に与えたり、困窮している者に貸している人は、贖宥を買ったりするよりも、よりよいことをしているのだと、キリスト者は教えられなければならない。
44. なぜなら、愛の行いによって愛は成長し、人間はよりよくなるからであるが、贖宥によっては人間はよりよくなり、ただ罰からより自由となるに過ぎないからである。
45. 困窮している者を見て、彼を無視して贖宥に金銭を払う人は、教皇の贖宥ではなく、神の怒りを自分に招いているのだと、キリスト者は教えられねばならない⁽²⁵⁾。

このようにルターは、貧民を含めた慈善行為を人々に対して積極的に勧めている。むしろこれ〔隣人への愛の行い〕こそが、真の神礼拝であり賛美であり、信仰の具体的なあらわれである。リンドバークによれば、『キリストの聖なる真のからだの尊い sacrament について、及び兄弟団についての説教』（1519年）のなかで、ルターは礼拝（ミサ）改革を社会倫理と明確に関連づけたという。

この sacrament の意義ないしわざは、すべての聖徒との交わりである。（中略）したがって、キリストがすべての聖徒と1つの霊のからだとなること、ちょうど、1つの町の住民が1つの共同体であり一体をなすものであり、どの市民も他の市民と一体であり、全市の一員であることと同じである⁽²⁶⁾。

わたしたちはみなキリストと霊において結び合わされたひとつのからだである。ところが、現実にはミサによってこの交わりが壊され、いっさいが逆さまにされているとルターはいう。その責任は、司祭たちにある。

しかしながら、昔は、この sacrament をりっぱに行い、この交わりを十分に理解するように民衆に教えたので、人々は外的な食物や資産をも、ともに教会の中に持ち込み、そしてそこで、必要とする者たちに分け与えたほどであった。（中略）そ

れゆえに、今日、ミサにはコレクタ (collecta) ということばが残っているのである。それは、共同に集めるという意味であって、ちょうど、貧しい人々に与えるために、共同金を集めるのと同じである。(中略) 当時は、ひとりのキリスト者が他のキリスト者の世話をし、互いに援助し、互いに同情し、互いに重荷や災難を負ったのであるが、今日では、これが消滅してしまって、ただ多くのミサがあり、 sacrament を多く受け取るばかりで、その意義の理解も実施も全く欠いているのである⁽²⁷⁾。

ルターは、当時の兄弟団の悪習について、集められた金はビールのために費やされているとして、痛烈に批判している。豚でさえ、このような兄弟団の守護者になりたがらないだろう、と。もし存続を望むのなら、貧しい人々に食事をせよ、神に奉仕せよ、そして飲酒に使う金があるなら、困窮する隣人にとって役立つ共同金庫を作れ、とルターは訴える⁽²⁸⁾。

こうしてルターは義認論の下、社会福祉を神礼拝と直結させ、その具体化を図った。ただミサを数多く行い sacrament を受け取るばかりが、真のキリスト者の「悔い改め」の生涯では決してない。彼は信仰のみを通じて、実際に隣人への愛の行いを実現しなければならないし、またそうした信仰があれば、自ずとそうならざるをえないはずである。

ところで、そうした社会福祉の最初の制度化が、ルター自身の手による 1520/21 年の「家々や他の貧しい、助けを必要とする人の維持のために、われわれのところ、ヴィッテンベルクで定められた共同財庫の規定」、すなわち『ヴィッテンベルク共同財庫規定』(Beutelordnung) である。

金庫は3つの鍵をもち、教区教会の定められた場所にきちんと置かれるべきであり、そこには、遺言によって遺贈され、あるいは喜捨を受けた金銭が入られるものとする⁽²⁹⁾。

ここに蓄えられた資金をすべてのひどく困窮した貧者に用いるべく、12の規定が記されている。また、ルターの協力の下で市参事会が作成した 1522 年の『ヴィッテンベルク教会規定』では、こう定められている。いくつか抜き出してみよう。

- (3) 年齢や病気のために労働できない者であっても、われわれの町ではいかなる乞食も認められない。乞食は労働を求められるか、町から追い出されるべきである。病気とかその他さまざまな事情で貧しい者は、定められた適切な仕方
方で共同財庫の世話を受けるものとする。
- (4) どのような修道会であっても、われわれのもとでは、いかなる托鉢も行ってはならない。
- (9) それなしにはその手工業を毎日なしえない貧しい手工業者にも、自らを養うことができるよう、共同財庫から貸与すべきである。彼は、利息なしで、定められた時にこれを返済すべきである。これを返済することが不可能な者には、神のためにこれを免除すべきである。
- (10) 貧しい孤児もとくに少女にも、またそのほか貧しい者の子どもにも、適当な
仕方方で共同財庫から手交し、支出すべきである。
- (17) また、貧しい者の子どもが、学校に行き、学ぶに相応しいものでありながら、貧しさのために学校にとどまりえない場合には、とくに注意すべきであり、聖なる福音と聖書を説く学識ある人々をいつも持つため、また、世俗の統治に相応しい人々を欠くことがないために、彼らのために立替えるようにするとよい。しかし、学ぶに相応しくない者は、手工業か労働に向けるべきである。これはこのようにとくに注意する場合に必要な不可欠のことである⁽³⁰⁾。

ここには、現代社会においてもますますリアリティをもって響く規定が、数多く記されている(とくに教育に対する支援の意義は大きい)。そして、さらにこうした共同財庫、もしくは基金の制定を明確にしたのが、1523年のライスニク教会教区における『共同金庫の規定』である。これには、虚弱で年をとった貧乏人のための支出、孤児や貧乏な子供たちに給与する支出、貧困家庭の人々を助けるための支出などが、もっとも整備された形で規定されている⁽³¹⁾。

さて、こうした福音的社会福祉は、その後ブーゲンハーゲンを中心として拡大していくが、これについては機会をあらためて取り上げることにしたい。

おわりに

ジュッテは、こう指摘している。

16世紀におけるルターの救済原理とその成果に関する議論が、近代初期ドイツのみならずヨーロッパ全土にわたって、中央集権化された貧者救済のシステムを形作ったことには、疑問の余地がない。貧者救済の世俗的システムを裏づける新しい社会政策の発達のための道を、宗教改革は地ならししたのだ⁽³²⁾。

以上より、ルターがその神学の中心にある義認論に基づいて、社会福祉や格差の問題に取り組んだパイオニアであることが、明らかとなったであろう。先に見たサクラメントの理解も含め、ルター神学の真髄には、キリスト者としてすべての者に「仕える」奉仕の精神が、キリスト者の「自由」として、しっかり根づいているのではあるまいか。ここに、格差社会と取り組む基本的態度の違いも由来すると思われる。

比するに、カルヴィニズムにおいては、「事業の成功は、『選ばれた』者であることの明確な証であった。それに加えて、プロテスタントは、救済への道としての善行を否定することで、貧困と伝統的なキリスト教道徳の間の最後の結びつきを事実上断ち切った」⁽³³⁾。しかしながら、ルターにおいては、その神学に基づく「社会福祉の精神」により、貧困および格差に対して（「資本主義の精神」に抗して）新たな救済の愛の手が差し伸べられるようになったことを、看過してはなるまい。ルターの精神から、今日のわたしたちが学ぶべきものは、大きいといえよう。

注

- (1) R.G. ウィルキンソン『格差社会の衝撃—不健康な格差社会を健康にする法—』（池本・片岡・末原訳、書籍工房早山、2009年）、4頁。日本のより詳しい現状については、橋木俊詔『日本の教育格差』（岩波新書、2010年）参照。
- (2) A. ギデンズ『社会学 第5版』（松尾精文ほか訳、而立書房、2009年）、399頁。
- (3) 橋木俊詔『格差社会—何が問題なのか—』（岩波新書、2006年）、12頁以下参照。
- (4) 同前書、13頁（表1-2）。しかし、こうした新聞記事もある。
- (5) ヴェーバーは、ここでの禁欲的プロテスタンティズムを4つに大別している。1. カルヴィニズム（とくに17世紀に西ヨーロッパの主要な伝播地域でとった形態）、2. 敬虔派、3. メソジスト派、4. 洗礼派運動から派生した諸信団。^{セクテ}M. ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（大塚久雄訳、岩波文庫、1989年）、138頁以下参照。ピューリタニズムと資本主義

に関するヴェーバーの所説については、梅津順一『ヴェーバーとピューリタニズム—神と富との間—』（新教出版社、2010年）でも再検討がなされているが、とりわけ禁欲的生活態度の形成過程が克明に描かれているので、参照されたい。

- (6) E. トッド『新ヨーロッパ大全 I』（石崎晴己訳、藤原書店、1992年）、152頁（地図24 プロテスタントの最終的勢力）、171頁（地図25 1900年における識字化）。
- (7) 大澤真幸は、ある雑誌でこう述べている。「福祉との親和性高いルター派 近年、この問題に示唆を与える新しい社会学的発見がなされている。シグルン・カールの歴史社会学的研究によると、再分配率が高く高福祉を実現している国は、すべてプロテスタント・ルター派の伝統が強い地域なのだ。今から100年強前、偉大な社会学者ウェーバーは、資本主義の誕生・成長にとって、プロテスタント・カルヴァン派が極めて親和性が高いことを発見した。他方、最近の研究では、福祉については、ルター派が親和性が高いというわけである。しかしこれは実はたいへん不思議な現象なのである。もしカトリック諸国で再分配率が高いということであったならば、理解は容易だ。中世キリスト教（カトリック）の教えでは、貧者への施しは、施した者自身の救済を保証する善行の一つと考えられていたからである。貧者はキリストの姿を彷彿させるとして、人々は（自分自身の）魂の救済のために施しをしたがったのである。プロテスタントとは、カトリックに反抗する者という意味であり、その反抗に関して最もラジカルであったのがカルヴァン派である。カルヴァン派の影響の強い国は、一般に再分配率が低い（米国もその一つ）。実際、カルヴァンは、施しのような「善行」と救済とは無関係だと説いたので、この結果は納得がいく。ルター派は、この両極の中間であり穏健なプロテスタントである。なぜルター派諸国において、カトリック諸国以上に再分配率が高くなるのか？ ルターは外面的な行為よりも内面的な信仰のほうが重要だと説いた。その教義の中に、救貧や喜捨を正当化する事項が含まれているわけではない。それどころかルターの教義を信奉したとき、外面的な施しの実践にいたらずに、内面的な深い同情だけで十分だと考えるような、ローティが嫌悪したあの欺瞞が正当化されはしないだろうか。ルター派的な伝統が高税率（高福祉）を容認する理由は、謎である。カルヴァン派と資本主義は相性がよかった。だがカルヴァン派の教えの中に、資本主義的な投資や禁欲を正当化する内容があったわけではない。まったく意図せざる結果として、カルヴァン派が資本主義の誕生や成長を促したのであり、ウェーバーはこの因果関係を説得的に解明してみせたのだ。おそらくルター派と社会福祉の間にも、意図せざる因果関係がある。それを抉出（けっしゅつ）することができれば、理想の道德的共同体を制度的に実現するためのヒントを得ることができるだろう。カギは、カトリックからルター派への転換の中で、神の姿が、さまよえる貧者によって代理しうる神から、いかなる人物像によっても表象で

きない神へ、1ランク抽象化したことにあると考えている（大澤真幸・週刊東洋経済10月24日号）。<http://blog.goo.ne.jp/wag18470/e/aaca55de5cf1f237b0bf60a01f357f1a>より引用。下線は引用者による。小論でも指摘するように、ルターの信仰は愛の行いと連動している点が、ここでは看過されている。「謎」とここでいわれているカギは、ルター神学そのもののなかに、すでにあるといえよう。ちなみに大澤は、別の対談でもこう語っている。「もう一つ思い出したことがあるんですが、うちの大学院生が北欧の手厚い福祉について面白いことを発見したんです。というのは、福祉がいちばん行き届いてるのは、ルター派が強い国なんですね。逆に福祉が薄いのはカルバン派で、間にカトリックが挟まる。これは非常に面白いんですが、その傾向は60年代まで顕著で70年代で一度コンバージョンされる。ところが80年代になってまたはっきりと出てきたわけです。この傾向を読み解くと、世俗化してきて宗教的な行動様式が一度隠れたものが、80年代になってまたせり出してきた。多分彼らは自分がルター派だなんて、普段は意識してないと思うんですが、それでも行動様式という形をとって現れるのかなと思うわけです。福祉の問題というのは、われわれがその社会において、どれだけ連帯心を持てるかということだと思うんですよ。自分の財産が他の人に渡ってもいいということを意味してるわけですから」。<http://www.kit-rg.jp/rg2008/rep2008/rep4.html>より引用。下線は引用者による。

- (8) ルターは、当時の初等教育改革にも大きな役割を果たした。詳しくは、拙著『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』（溪水社、2001年）や拙論「学校教育」（金子晴勇・江口再起編『ルターを学ぶ人のために』世界思想社、2008年所収）などを参照されたい。この点で彼を「教育改革者・ルター」と呼ぶことも可能である（金子晴勇『教育改革者ルター』教文館、2006年参照）。
- (9) ヴェーバー前掲書、114頁。ただし、ルッターはルターと表記しなおした。
- (10) 同前書、110-111頁。
- (11) 同前書、122頁。
- (12) 同前書、122頁。
- (13) 同前書、122頁。
- (14) 同前書、124頁。
- (15) 同前書、185頁。
- (16) Cf. Jütte, Robert. *Poverty and Deviance in Early Modern Europe*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994. W. フィッシャー『貧者の社会経済史—中世以降のヨーロッパに現われた「社会問題」の諸相とその解決の試み—』（高橋秀行訳、晃洋書房、1993年）。
- (17) J. ル・ゴフ『子どもたちに語るヨーロッパ史』（前田耕作監訳、ちくま学芸文庫、2009年）、211頁。

- (18) 『聖ベネディクトの戒律』(古田暁訳, すえもりブックス, 2000年), 212頁。
- (19) H-W. ゲッツ『中世の聖と俗—信仰と日常の交錯する空間—』(津山拓也訳, 2004年, 八坂書房), 102頁。
- (20) 同前書, 99頁以下参照。
- (21) Lindberg, Carter. *The European Reformations*, MA: Blackwell Publishing, 1996, p.113.
- (22) *Ibid.*, pp.113-114.
- (23) Lindberg, Carter. *Love: A Brief History through Western Christianity*, MA: Blackwell Publishing, p.128. Cf. Lindberg, Carter. *Beyond Charity: Reformation Initiatives for the Poor*, Minneapolis: Fortress Press, 1993, p.95ff.
- (24) ルター研究所編『ルター著作選集』(教文館, 2005年), 9頁。
- (25) 同前書, 15頁。
- (26) 同前書, 98-99頁。
- (27) 同前書, 106頁。
- (28) 同前書, 118-119頁。
- (29) 『宗教改革著作集 第15巻』(徳善義和ほか訳, 教文館, 1998年), 9頁。
- (30) 同前書, 15-17頁。
- (31) ルター著作集委員会編『ルター著作集 第1集 第5巻』(聖文舎, 1967年), 227頁以降参照。
- (32) Jütte, *op.cit.*, p.108.
- (33) S.M. ボードイン『貧困の救い方—貧しさと救済をめぐる世界史—』(伊藤茂訳, 2009年, 青土社), 108頁。

(小論は, 2010年度の日本ルター学会にて「格差社会とルター」と題して発表した原稿に, 修正を施したものである。)